

世 監 第 39 号  
令和6年8月30日

世羅町長 奥田 正和 様

世羅町監査委員 西川 めぐみ

世羅町監査委員 田原 賢司

令和5年度世羅町公営企業会計決算審査の意見について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和5年度公営企業の事業会計の決算及びその付属書類を審査した結果について、世羅町監査委員条例第6条の規定により、次のとおり意見を付して提出します。

# 令和5年度公営企業会計決算審査意見

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

- (1) 令和5年度世羅町公営企業公共下水道事業会計決算
- (2) 令和5年度会計証書類その他公営企業法施行令で定める書類

### 2 審査を実施した期間

令和6年7月 18 日から令和6年7月 19 日まで。(実施日数2日)

### 3 決算書の提出時期

公営企業出納員から町長に対し決算書が提出された時期は、令和6年5月 30 日で地方公営企業法第 30 条第1項に定められている法定期間内であります。

## 第2 審査の結果

審査に付された令和5年度世羅町公営企業(公共下水道事業)歳入歳出決算書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、政令で定めるその他の書類(キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書)について、諸帳簿並びに証拠書類と照合審査した結果、決算数値は何れも符合しており、正確であると認めます。

また、世羅町指定金融機関における現在高と一致していることを確認しました。

公営企業会計の決算は、次のとおりです。

### 1 公共下水道事業会計

#### (1) 決算の状況

収益的収入及び支出 (単位:円)

| 区 分     | 予 算 額       | 決 算 額       | 執行率(%) |
|---------|-------------|-------------|--------|
| 事 業 収 益 | 218,038,000 | 219,390,670 | 100.6  |
| 事 業 費 用 | 216,798,000 | 215,751,482 | 99.5   |

資本的収入及び支出 (単位:円)

| 区 分       | 予 算 額       | 決 算 額       | 執行率(%) |
|-----------|-------------|-------------|--------|
| 資 本 的 収 入 | 333,669,000 | 320,276,000 | 95.9   |
| 資 本 的 支 出 | 334,307,000 | 319,513,520 | 95.6   |

#### (2) 経営状況

総収益 210,954,558 円に対し、総費用 209,546,317 円で、差し引き 1,408,241 円の当年度純利益となりました。

#### (3) 財政状況

資産 4,910,945,119 円に対し、負債 4,417,271,456 円、資本金 5,000,000 円、剰余金 488,673,663 円であります。

#### ア 資産

資産は、固定資産 4,651,039,215 円及び流動資産 259,905,889 円で構成され、固定資産は年度末現在高 6,137,058,007 円(有形固定資産)から減価償却累計額 1,486,018,792 円を減じた額であります。

流動資産は、現金預金 244,239,724 円、未収金 15,684,165 円及び貸倒引当金 ▲18,000 円であります。

未収金は、営業未収金 3,812,567 円、営業外未収金 11,180,800 円及び過年度未収金 690,798 円であります。

#### イ 固定負債

固定負債は 1,038,972,600 円で、その構成は、企業債 1,019,677,600 円及び引当金 19,295,000 円であります。

#### ウ 流動負債

流動負債は 71,857,318 円で、その構成は、企業債 66,598,719 円、未払金 2,432,599 円、引当金 2,826,000 円であります。

#### エ 繰延収益

繰延収益は 3,306,441,538 円で、その構成は、長期前受金 4,668,217,789 円、収益化累計額 ▲1,361,776,251 円であります。

#### オ 資本金

資本金は、5,000,000 円であります。

#### カ 剰余金

剰余金は 488,673,648 円で、その構成は、資本剰余金 496,625,956 円及び欠損金 7,952,308 円であります。

資本剰余金は、国庫補助金 134,913,898 円、負担金 347,997,734 円及び受益者負担金 13,714,324 円であります。

欠損金は、当年度未処理欠損金 7,952,308 円であります。

## (4) 施設の利用状況

| 項 目       | 比 率    | 備 考                                                                               |
|-----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 施 設 利 用 率 | 30.9 % | $\frac{1 \text{ 日平均流入量 } 309 \text{ m}^3}{1 \text{ 日当たり処理能力 } 1,000 \text{ m}^3}$ |
| 最 大 稼 働 率 | 54.2 % | $\frac{1 \text{ 日最大汚水量 } 542 \text{ m}^3}{1 \text{ 日当たり処理能力 } 1,000 \text{ m}^3}$ |

## (5) 財務分析比率

| 項 目                          | 比 率     | 備 考                                                           |
|------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------|
| 流 動 比 率                      | 370.3 % | $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$                             |
| 現 金 預 金 比 率                  | 347.9 % | $\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}}$                             |
| 減 価 償 却 率                    | 8.9 %   | $\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{期末減価償却資産} + \text{当年度減価償却費}}$   |
| 経 常 収 支 比 率                  | 100.1 % | $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$                             |
| 営 業 収 支 比 率                  | 12.9 %  | $\frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}}$                             |
| 企 業 債 償 還 額 対<br>償 還 財 源 比 率 | 14.7 %  | $\frac{\text{企業債償還額}}{\text{減価償却額} + \text{当年度純利益}}$          |
| 固 定 長 期 適 合 率                | 96.1 %  | $\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{繰延収益} + \text{資本合計}}$ |
| 自 己 資 本 構 成 比 率              | 77.4 %  | $\frac{\text{資本} + \text{繰延資産}}{\text{負債資本合計}}$               |

### 第3 審査の意見

#### 1 公共下水道事業会計

下水道事業については、開削工及び推進工による今東地区(1・2工区)、栄町地区(3-3工区)、栄町地区(4工区)並びに開削工による今東地区(3-1工区)の下水道管新設工事を実施しています。

事業計画区域 112.1 haの面的工事が 103.71 ha完了し、進捗率は92.5%であります。

接続世帯割合は 46.1%となっています。完了地区は早期に接続を行い、事業効果が現れるように奨励していただきたい。

下水道使用料の未収金は、現年度分(3月を除く)は、157 件(101 人)1,019,381 円、平成 27 年度分から令和4年度分までは、150 件(18 人)690,798 円となっています。

未収金合計は 307 件(119 人)1,710,179 円となって、前年度(235 件(87 人)3,288,231 円)と比較すると 72 件(32 人)未収金▲1,578,052 円と対象件数と人数は増加、未収金額は減少しています。

引き続き未収金の収納対策を行っていただきたい。

甲世浄化センター流入水量について、測定機械の復旧後の処理水量の推移を踏まえ、今後実績数値及び計画との比較などによるチェック体制の継続が必要であります。

#### 2 まとめ

(1) 業務量として、汚水処理量が年間 257,206 m<sup>3</sup>から 112,761 m<sup>3</sup>となり、1日平均汚水量 705 m<sup>3</sup>から 309 m<sup>3</sup>となり、1日最大汚水量 1,093 m<sup>3</sup>から 542 m<sup>3</sup>となっております。

測定機器の修繕に伴い下水処理量が正確に計測できるようになり、下水処理量が大きく低減しております。営業収益は、265,138 円増加しておりますが、今後の収益構造の改善を図るため、整備済みの区域内への公共・民間事業者を含めた誘導施策・計画が求められます。

(2) 下水道使用料は、強制徴収公債権であることから、収入未済額の縮減を図るため、滞納処分の検討が必要であります。

(3) 滞納処分の従事に必要となる徴収吏員証を担当に交付するとともに、滞納処分を実施する体制を整える必要があります。

(4) 滞納処分を効率的に実施するため、滞納処分のノウハウの蓄積がある他の部署との協力体制を整える必要があります。

(5) 農業集落排水等の滞納処理について、強制徴収できない債権は情報を共有し、各債権を一元化した効率的な債権回収管理を整えることが必要です。そのための条例及び情報共有と管理をする部署の体制整備を進める必要があります。